

## 学校法人新渡戸文化学園における役員等の報酬等に関する支給基準

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人新渡戸文化学園(以下「学園」という。)の寄附行為第37条の規定に基づく役員等の報酬等及び評議員の手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、学園寄附行為第5条第1項に定める理事及び監事を言う。
- (2)常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3)非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、学園寄附行為第23条に基づいて選任された者をいう。
- (5)役員等の報酬等とは、報酬、手当、賞与、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、学園給与規程に基づき支払われるなど、明確に分別されている給与等はこの役員等の報酬等には含まない。
- (6)費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

### (報酬・手当の額)

第3条 報酬及び手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事長、常務理事、その他の常勤役員に対して支給する年次報酬

職名	年次報酬額	備考
理事長	報酬総額(年額、賞与を含む。)の上限額は1,600万円とし、その範囲内で、理事会において決定する。	
常務理事	報酬総額(年額、賞与を含む。)の上限額は1,440万円とし、その範囲内で、理事会において決定する。	
理事長及び常務理事以外の常勤役員	報酬総額(年額、賞与を含む。)の上限額は1,000万円とし、その範囲内で、理事会において決定する。	教職員として給与を支払われている常勤理事は対象外

(2) 非常勤役員に対して支給する年次報酬

職名	年次報酬額	備考
理事	40万円	教職員として給与を支払われている非常勤理事は対象外
監事	60万円	

(3) 会計監査に対して支給する報酬

職名	報酬額	備考
監事	10万円	決算時監査に係る報酬

(4) 非常勤役員に対して支給する理事会出席手当

職名	出席1回当たり支給額	備考
理事	5千円	教職員として給与を支払われている非常勤理事は対象外
監事	5千円	

(5) 非常勤監事及び評議員に対して支給する評議員会出席手当

職名	出席1回当たり支給額	備考
非常勤監事	1万円	
評議員	1万円	教職員として給与を支払われている評議員は対象外

2 非常勤役員及び評議員が、学園関係の業務執行のために理事長の命により外部団体の会議、セミナー等に参加する場合は、次の各号に掲げるとおり日当、宿泊費及び交通費を支給する。

- (1) 日帰りの場合……日当5千円とし、交通費の支給は学園旅費規程を準用する。
- (2) 宿泊を伴う場合…日当1日当たり5千円とし、交通費及び宿泊費の支給は学園旅費規程を準用する。
- (3) 第1号及び前号に定める日当などは、現金により2週間以内に支給するものとする。

3 役員退職金に関する規程は、別に定める。

(支給方法・時期)

第4条 理事長、常務理事及び教職員として給与を支払われていない常勤理事に対しては、第3条第1項第1号に基づき決定された年次報酬額を12で除して算出した月額を、毎月学園専任教職員に対する給与支給日に合わせて支給する。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を四捨五入して月次支給額を算出し、毎年3月の支給月額で年次報酬額に合致するよう最終調整する。ただし、期の途中で退任した場合は、退任直前の支給月額で最終調整し、翌月以降は支給しない

2 非常勤役員に対しては、第3条第1項第二号で定められた年次報酬額のうち、半額を前年度10月から3月末迄の半期に対する報酬として、学園専任教職員に対して6月に支給する賞与の支給日に合わせて支給し、残額を当年度4月から9月末迄の半期に対する報酬として、本学園専任教職員に対して12月に支給する賞与の支給日に合わせて支給する。

3 監事に対して支給する会計監査報酬は、第3条第1項第三号で定められた決算監査報酬額を学園専任教職員に対して6月に支給する賞与の支給日に合わせて支給する。

4 非常勤役員に対して支給する理事会出席手当については、第3条第1項第四号で定められた出席1回当たり支給額を、前年度12月以降当年度5月末までに開催された理事会への出席回数に乗じて算出した額を本学園専任教職員に対し6月に支給する賞与の支給日に合わせて支給し、当年度6月以降11月末までに開催された理事会への出席回数に乗じて算出した額を学園専任教職員に対し12月に支給する賞与の支給日に合わせて支給する。

5 非常勤監事及び評議員に対する評議員会出席手当については、第2条第1項第五号で定められた出席1回当たり支給額を、評議員会開催の都度その終了時に支給する。

(支給期間による支給額調整)

第5条 前条第1項に定める理事長、常務理事及び教職員として給与を支払われていないその他の常勤役員に対する報酬の月次支給にあたり、対象役員の在任期間が1か月未満の場合は、次の各号に掲げるとおり支給額を調整する。

(1) 暦日で16日以上の場合は全額を支給する。

(2) 暦日で16日未満の場合は2分の1を支給する。

2 前条第2項に定める非常勤役員に対する半期報酬の支給にあたり、対象役員の該当支給期間における在任期間が6か月未満の場合は、次の各号に掲げるとおり支給額を調整する。

(1) 3か月を超える場合は、全額を支給する。

(2) 2か月を超え3か月以下の場合は、2分の1を支給する。

(3) 1か月を超え2か月以下の場合は、3分の1を支給する。

(4) 1か月以下の場合は6分の1を支給する。

(5) 第1号から前号までにおける計算において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(公表)

第6条 学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第四号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 現行の「役員及び評議員の手当に関する規程」は令和2年3月31日を以て廃止する。